

三原燃 第22-0054号  
令和4年5月24日

原子力規制委員会 殿

茨城県  
三菱  
代  
石川622番地1  
大和矢 秀成

核燃料物質の加工施設の変更に関する設計  
及び工事の計画の軽微な変更の届出

令和3年2月25日付け原規規発第2102254号をもって加工施設の変更に関する設計及び工事の計画の認可を受けた申請書(令和3年8月23日付け三原燃第21-0331号、令和3年10月19日付け三原燃第21-0470号、令和3年12月6日付け三原燃第21-0568号にて軽微な変更届出)について、別紙のとおり軽微な変更をしたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の二第五項の規定に基づき届け出ます。

## 別紙

### 1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 三菱原子燃料株式会社  
住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1  
代表者の氏名 代表取締役社長 大和矢 秀成

### 2. 変更に係る加工施設の概要

化学処理施設の建物・構築物及び設備・機器  
成形施設の建物・構築物及び設備・機器  
被覆施設の設備・機器  
組立施設の建物・構築物及び設備・機器  
核燃料物質の貯蔵施設の建物・構築物及び設備・機器  
放射性廃棄物の廃棄施設の建物・構築物及び設備・機器  
その他の加工施設の建物・構築物及び設備・機器

### 3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の二第一項の

認可年月日及び認可番号

認可年月日 令和3年2月25日

認可番号 原規規発第2102254号

### 4. 変更の内容

- (1) 変更区分の変更について、添付1に示すとおりとする。
- (2) 仕様表の改造内容の記載の変更、その他関連箇所の変更について、添付2に示すとおりとする。
- (3) 機器図等図面の変更について、添付3に示すとおりとする。

### 5. 変更の理由

- (1) 本変更の理由は、変更区分の記載内容を適正化するためである。
- (2) 本変更の理由は、仕様表の改造内容の記載、その他関連箇所の記載を適正化するためである。

(3)本変更の理由は、機器図等図面を適正化するためである。

なお、上記(1)～(3)は、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更に該当する。

# 添付 1

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

設置場所	設 工 認			事 業 許 可		
	設工認名称	員数	変更区分	No.	事業許可名称	基数
工場棟 転換工場 チェックタ ンク室	ウラン回収設備 (第2系列) ろ過器(中間槽)	2基	変更 なし	{215}	ウラン回収設備 (第2系列) ろ過器	2基
工場棟 転換工場 チェックタ ンク室	ウラン回収設備 (第2系列) 溶出液受槽	3基	改造	{217}	ウラン回収設備 (第2系列) 溶出液受槽	3基
				{218}	ウラン回収設備 (第2系列) 溶出液受槽液位高イン ターロック	3式
工場棟 転換工場 チェックタ ンク室	ウラン回収設備 (第2系列) リサイクル液受槽	3基	改造	{219}	ウラン回収設備 (第2系列) リサイクル液受槽	3基
				{220}	ウラン回収設備 (第2系列) リサイクル液受槽液位 高インターロック	3式
工場棟 転換工場 チェックタ ンク室	ウラン回収設備 (第2系列) 洗浄液受槽	2基	改造	{221}	ウラン回収設備 (第2系列) 洗浄液受槽	2基
				{222}	ウラン回収設備 (第2系列) 洗浄液受槽液位高イン ターロック	2式
工場棟 転換工場 チェックタ ンク室	ウラン回収設備 (第2系列) 沈殿槽	2基	改造	{223}	ウラン回収設備 (第2系列) 沈殿槽	2基
				{224}	ウラン回収設備 (第2系列) 沈殿槽液位高インター ロック	1式
工場棟 転換工場 チェックタ ンク室	ウラン回収設備 (第2系列) 遠心分離機	1基	改造	{225}	ウラン回収設備 (第2系列) 遠心分離機	1基
				{226}	ウラン回収設備 (第2系列) 遠心分離機異常インタ ーロック	1式

24

変更後

設置場所	設 工 認			事 業 許 可		
	設工認名称	員数	変更区分	No.	事業許可名称	基数
工場棟 転換工場 チェックタ ンク室	ウラン回収設備 (第2系列) ろ過器(中間槽)	2基	改造	{215}	ウラン回収設備 (第2系列) ろ過器	2基
工場棟 転換工場 チェックタ ンク室	ウラン回収設備 (第2系列) 溶出液受槽	3基	改造	{217}	ウラン回収設備 (第2系列) 溶出液受槽	3基
				{218}	ウラン回収設備 (第2系列) 溶出液受槽液位高イン ターロック	3式
工場棟 転換工場 チェックタ ンク室	ウラン回収設備 (第2系列) リサイクル液受槽	3基	改造	{219}	ウラン回収設備 (第2系列) リサイクル液受槽	3基
				{220}	ウラン回収設備 (第2系列) リサイクル液受槽液位 高インターロック	3式
工場棟 転換工場 チェックタ ンク室	ウラン回収設備 (第2系列) 洗浄液受槽	2基	改造	{221}	ウラン回収設備 (第2系列) 洗浄液受槽	2基
				{222}	ウラン回収設備 (第2系列) 洗浄液受槽液位高イン ターロック	2式
工場棟 転換工場 チェックタ ンク室	ウラン回収設備 (第2系列) 沈殿槽	2基	改造	{223}	ウラン回収設備 (第2系列) 沈殿槽	2基
				{224}	ウラン回収設備 (第2系列) 沈殿槽液位高インター ロック	1式
工場棟 転換工場 チェックタ ンク室	ウラン回収設備 (第2系列) 遠心分離機	1基	改造	{225}	ウラン回収設備 (第2系列) 遠心分離機	1基
				{226}	ウラン回収設備 (第2系列) 遠心分離機異常インタ ーロック	1式

24

変更理由

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

○放射性廃棄物の廃棄施設

設置場所	設工認			事業許可		
	設工認名称	員数	変更区分	No.	事業許可名称	基数
工場棟 転換工場 機械室	気体廃棄設備(1) 給気ファン	1式	改造 ・ 変更 なし	{608}	気体廃棄設備(1)	1式
				{609}	給気ファン	1式
				{608}	気体廃棄設備(1)	1式
				{617}	給排気ファンの起動停止インターロック	1式
屋外	気体廃棄設備(1) 給気ファン	1式	改造 ・ 変更 なし	{608}	気体廃棄設備(1)	1式
				{609}	給気ファン	1式
				{608}	気体廃棄設備(1)	1式
				{617}	給排気ファンの起動停止インターロック	1式
工場棟 転換工場 分光分析室	気体廃棄設備(1) 給気ファン(分析室、 分光分析室給気系統 (2))	1式	改造	{608}	気体廃棄設備(1)	1式
				{609}	給気ファン	1式
				{608}	気体廃棄設備(1)	1式
				{617}	給排気ファンの起動停止インターロック	1式
工場棟 転換工場 機械室	気体廃棄設備(1) 排気ファン	1式	改造 ・ 変更 なし	{608}	気体廃棄設備(1)	1式
				{610}	排気ファン	1式
				{608}	気体廃棄設備(1)	1式
				{617}	給排気ファンの起動停止インターロック	1式
				{608}	気体廃棄設備(1)	1台
				{627}	負圧警報装置	1台
工場棟 転換工場 フィルタ室	気体廃棄設備(1) 排気ファン	1式	改造	{608}	気体廃棄設備(1)	1式
				{610}	排気ファン	1式
				{608}	気体廃棄設備(1)	1式
				{617}	給排気ファンの起動停止インターロック	1式
				{608}	気体廃棄設備(1)	1台
				{627}	負圧警報装置	1台

62

○放射性廃棄物の廃棄施設

設置場所	設工認			事業許可		
	設工認名称	員数	変更区分	No.	事業許可名称	基数
工場棟 転換工場 機械室	気体廃棄設備(1) 給気ファン	1式	改造 ・ 変更 なし	{608}	気体廃棄設備(1)	1式
				{609}	給気ファン	1式
				{608}	気体廃棄設備(1)	1式
				{617}	給排気ファンの起動停止インターロック	1式
屋外	気体廃棄設備(1) 給気ファン	1式	改造	{608}	気体廃棄設備(1)	1式
				{609}	給気ファン	1式
				{608}	気体廃棄設備(1)	1式
				{617}	給排気ファンの起動停止インターロック	1式
工場棟 転換工場 分光分析室	気体廃棄設備(1) 給気ファン(分析室、 分光分析室給気系統 (2))	1式	改造	{608}	気体廃棄設備(1)	1式
				{609}	給気ファン	1式
				{608}	気体廃棄設備(1)	1式
				{617}	給排気ファンの起動停止インターロック	1式
工場棟 転換工場 機械室	気体廃棄設備(1) 排気ファン	1式	改造 ・ 変更 なし	{608}	気体廃棄設備(1)	1式
				{610}	排気ファン	1式
				{608}	気体廃棄設備(1)	1式
				{617}	給排気ファンの起動停止インターロック	1式
				{608}	気体廃棄設備(1)	1台
				{627}	負圧警報装置	1台
工場棟 転換工場 フィルタ室	気体廃棄設備(1) 排気ファン	1式	改造	{608}	気体廃棄設備(1)	1式
				{610}	排気ファン	1式
				{608}	気体廃棄設備(1)	1式
				{617}	給排気ファンの起動停止インターロック	1式
				{608}	気体廃棄設備(1)	1台
				{627}	負圧警報装置	1台

62

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

設置場所	設 工 認			事 業 許 可		
	設工認名称	員数	変更区分	No.	事業許可名称	基数
附属建物 第1廃棄物処理所 前室	自動火災報知設備 火災感知設備	1式	増設	{899} {900}	非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備	1式
附属建物 第2廃棄物処理所	自動火災報知設備 火災感知設備	1式	改造	{899} {900}	非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備	1式
附属建物 第1廃棄物処理所	自動火災報知設備 火災感知設備	1式	変更なし	{899} {900}	非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備	1式
附属建物 シリンダ 洗浄棟						
附属建物 第3廃棄物倉庫						
附属建物 原料貯蔵所						
附属建物 第1廃棄物処理所	自動火災報知設備 警報設備	1式	変更なし	{899} {901}	非常用設備 自動火災報知設備 警報設備	1式
附属建物 第2廃棄物処理所						
附属建物 シリンダ 洗浄棟						
附属建物 第3廃棄物倉庫						
附属建物 原料貯蔵所						

82

変更後

設置場所	設 工 認			事 業 許 可		
	設工認名称	員数	変更区分	No.	事業許可名称	基数
附属建物 第1廃棄物処理所 前室	自動火災報知設備 火災感知設備	1式	増設	{899} {900}	非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備	1式
附属建物 第2廃棄物処理所	自動火災報知設備 火災感知設備	1式	改造 及び 増設	{899} {900}	非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備	1式
附属建物 第1廃棄物処理所	自動火災報知設備 火災感知設備	1式	変更なし	{899} {900}	非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備	1式
附属建物 シリンダ 洗浄棟						
附属建物 第3廃棄物倉庫						
附属建物 原料貯蔵所						
附属建物 第1廃棄物処理所	自動火災報知設備 警報設備	1式	変更なし	{899} {901}	非常用設備 自動火災報知設備 警報設備	1式
附属建物 第2廃棄物処理所						
附属建物 シリンダ 洗浄棟						
附属建物 第3廃棄物倉庫						
附属建物 原料貯蔵所						

82

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

設置場所	設 工 認			事 業 許 可		
	設工認名称	員数	変更区分	No.	事業許可名称	基数
付属建物 除染室・分析室作業室 (2)	付属設備 秤量設備 保安秤量器 (ウラン管理3)	1台	改造	{921} {923}	付属設備 秤量設備 秤	1式
工場棟 成型工場ペレット加工室	付属設備 秤量設備 保安秤量器 (ウラン管理4)	1台	改造	{921} {923}	付属設備 秤量設備 秤	1式
加工棟成型工場ペレット加工室	付属設備 秤量設備 保安秤量器(加工棟1)～(加工棟9) <sup>*3</sup>	9台	変更なし	{921} {923}	付属設備 秤量設備 秤	1式
屋外	灯油貯蔵設備	1式	撤去	-	-	-
工場棟 転換工場 分光分析室	分析設備 同位体分析設備 <sup>*1</sup>	1式	変更なし	{906}	分析設備 同位体分析設備	1式
工場棟 転換工場 分光分析室	分析設備 不純物分析設備 <sup>*1</sup>	1式	変更なし ・ 改造 <sup>*2</sup> ・ 新設	{907}	分析設備 不純物分析設備	1式
付属建物 除染室・分析室 分析室						
付属建物 除染室・分析室 分析室	分析設備 物性測定設備 <sup>*1</sup>	1式	変更なし ・ 改造	{908}	分析設備 物性測定設備	1式
付属建物 除染室・分析室 分析室	分析設備 試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備) <sup>*1</sup>	1基	改造	{909}	分析設備 試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備)	1基

86

変更後

設置場所	設 工 認			事 業 許 可		
	設工認名称	員数	変更区分	No.	事業許可名称	基数
付属建物 除染室・分析室作業室 (2)	付属設備 秤量設備 保安秤量器 (ウラン管理3)	1台	改造	{921} {923}	付属設備 秤量設備 秤	1式
工場棟 成型工場ペレット加工室	付属設備 秤量設備 保安秤量器 (ウラン管理4)	1台	改造	{921} {923}	付属設備 秤量設備 秤	1式
加工棟成型工場ペレット加工室	付属設備 秤量設備 保安秤量器(加工棟1)～(加工棟9) <sup>*3</sup>	9台	変更なし	{921} {923}	付属設備 秤量設備 秤	1式
屋外	灯油貯蔵設備	1式	撤去	-	-	-
工場棟 転換工場 分光分析室	分析設備 同位体分析設備 <sup>*1</sup>	1式	改造	{906}	分析設備 同位体分析設備	1式
工場棟 転換工場 分光分析室	分析設備 不純物分析設備 <sup>*1</sup>	1式	改造 <sup>*2</sup> ・ 新設	{907}	分析設備 不純物分析設備	1式
付属建物 除染室・分析室 分析室						
付属建物 除染室・分析室 分析室	分析設備 物性測定設備 <sup>*1</sup>	1式	改造	{908}	分析設備 物性測定設備	1式
付属建物 除染室・分析室 分析室	分析設備 試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備) <sup>*1</sup>	1基	改造	{909}	分析設備 試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備)	1基

86

変更理由

設置架台、拘束金具、脚部、アンカーボルト及びカバー等の改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

## 添付 2

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

表イ-4 化学処理施設の申請対象機器及び変更内容(3/4)

設置場所	名称	員数	変更内容
工場棟 転換工場 転換加工室	溶解槽	1基	改造
	堰(ウラン回収第1系列)	1式	新設
	遠心ろ過機	1基	改造
	溶解液受槽	1基	改造
	ろ過器(1)	2基	変更なし
	沈殿槽	1基	改造
	遠心分離機	1基	改造
	乾燥機	1基	改造
	洗浄液受けポット	1基	改造
	ろ液受槽(1)	1基	改造
	ろ過器(2)	1基	変更なし
	箱形乾燥機	2基	改造 <sup>*1</sup>
	乾燥トレイ用台車	2基	変更なし
	明け替えフードボックス①	1基	改造 <sup>*1</sup>
	バックアップフィルタ (明け替えフードボックス①)	1基	改造 <sup>*1</sup>
	pH調整槽	2基	改造
	ろ過機(廃液用)	1基	改造
	ろ過器(3)	1基	新設
	ろ液受槽(2)	1基	改造
	解砕機	1基	改造
	輸送装置	1基	改造
	バックアップフィルタ (輸送装置)	1基	改造 <sup>*1</sup>
	仮焼炉	1基	改造
粉末受けホッパ	1基	改造	
工場棟 転換工場 廃棄物処理室	イオン交換装置(吸着塔)	12基	改造
	堰(ウラン回収第2系列-1)	1式	新設
工場棟 転換工場 チェックタンク室	酸洗装置	1基	改造 <sup>*1</sup>
	オーバーフロー液受槽	1基	改造 <sup>*1</sup>
	堰(ウラン回収第2系列-2)	1式	新設
	投入ボックス	2基	改造
	溶出槽	2基	改造
	抜出ボックス	2基	変更なし
	中間槽	2基	改造
	ろ過器(中間槽)	2基	変更なし
	溶出液受槽	3基	改造

表イ-4 化学処理施設の申請対象機器及び変更内容(3/4)

設置場所	名称	員数	変更内容
工場棟 転換工場 転換加工室	溶解槽	1基	改造
	堰(ウラン回収第1系列)	1式	新設
	遠心ろ過機	1基	改造
	溶解液受槽	1基	改造
	ろ過器(1)	2基	変更なし
	沈殿槽	1基	改造
	遠心分離機	1基	改造
	乾燥機	1基	改造
	洗浄液受けポット	1基	改造
	ろ液受槽(1)	1基	改造
	ろ過器(2)	1基	変更なし
	箱形乾燥機	2基	改造 <sup>*1</sup>
	乾燥トレイ用台車	2基	変更なし
	明け替えフードボックス①	1基	改造 <sup>*1</sup>
	バックアップフィルタ (明け替えフードボックス①)	1基	改造 <sup>*1</sup>
	pH調整槽	2基	改造
	ろ過機(廃液用)	1基	改造
	ろ過器(3)	1基	新設
	ろ液受槽(2)	1基	改造
	解砕機	1基	改造
	輸送装置	1基	改造
	バックアップフィルタ (輸送装置)	1基	改造 <sup>*1</sup>
	仮焼炉	1基	改造
粉末受けホッパ	1基	改造	
工場棟 転換工場 廃棄物処理室	イオン交換装置(吸着塔)	12基	改造
	堰(ウラン回収第2系列-1)	1式	新設
工場棟 転換工場 チェックタンク室	酸洗装置	1基	改造 <sup>*1</sup>
	オーバーフロー液受槽	1基	改造 <sup>*1</sup>
	堰(ウラン回収第2系列-2)	1式	新設
	投入ボックス	2基	改造
	溶出槽	2基	改造
	抜出ボックス	2基	変更なし
	中間槽	2基	改造
	ろ過器(中間槽)	2基	改造
	溶出液受槽	3基	改造

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

追表イ建-1-2 工場棟転換工場 仕様表(4次申請:表イ建-1)(2/20)

変更内容	<p>改造</p> <p>1.建物の改造工事</p> <p>1-1.耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柱脚部重石補強 工場棟転換工場本体の柱脚基礎部を押さえるため、柱脚部に鉄筋コンクリートの増打ちにより重石補強をする</li> <li>・鉄骨ブレース新設 工場棟転換工場本体の鉄骨の柱と梁の接合部に鉄骨ブレースを新設する</li> <li>・鉄骨ブレース交換補強 工場棟転換工場本体の既存鉄骨ブレースを撤去し、新たな鉄骨ブレースに交換する</li> <li>・屋根面鉄骨補強 工場棟転換工場本体の屋根部の鉄骨トラス構造部に新たな鉄骨を追設する</li> <li>・柱梁仕口部補強 工場棟転換工場本体及び前室の柱と梁、又は柱とブレースの仕口部に鋼板などを追設補強する</li> <li>・柱脚部溶接補強 工場棟転換工場本体及び前室の柱脚部のアンカーボルトの座金とベースプレートを溶接する</li> <li>・エキスパンションジョイント改造 工場棟成型工場及び工場棟組立工場との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する</li> </ul> <p>1-2.耐電巻性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁サイディング補強 F1 電巻荷重に対し、工場棟転換工場外壁の損傷及び脱落を防止するために東面、南面及び北面の外壁にサイディングで補強する</li> <li>・鉄扉補強 F1 電巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために工場棟転換工場本体の既存鉄扉を鋼材により補強する</li> <li>・鉄扉及びシャッタ交換 F1 電巻荷重に対し、鉄扉及びシャッタの損傷防止のために工場棟転換工場本体及び前室の鉄扉及び前室のシャッタを新たな鉄扉及びシャッタに交換する</li> <li>・鋼板補強 工場棟転換工場原料倉庫の西側外壁の内側に鋼板を追設し補強する</li> <li>・外壁更新 F1 電巻荷重に対し、工場棟転換工場前室外壁の損傷防止のために既存の外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する</li> <li>・折板追設補強 F1 電巻荷重に対し、屋根の損傷防止のために工場棟転換工場本体及び前室の屋根の既存折板は残置し、新たな折板を追設する</li> <li>・折板張替え補強 F1 電巻荷重に対し、工場棟転換工場排気塔の屋根の損傷防止のために既存折板を撤去し、新たな折板に張替える</li> <li>・鉄扉新設 <u>工場棟転換工場原料倉庫の既存シャッタ及び鉄扉を撤去し、鉄扉(SD-2)を新設する</u></li> </ul> <p>1-3.延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐火壁追設 内部火災による延焼防止と航空機落下による火災防止を目的に工場棟転換工場と工場棟成型工場の境界に耐火壁及び鉄扉を追設する</li> <li>・鋼板新設 内部火災による延焼防止を目的に転換加工室と2階通路の境界に鋼板を新設する</li> </ul> <p>1-4.天井撤去</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転換加工室及び原料倉庫の天井を撤去する</li> </ul>
------	---

156

追表イ建-1-2 工場棟転換工場 仕様表(4次申請:表イ建-1)(2/20)

変更内容	<p>改造</p> <p>1.建物の改造工事</p> <p>1-1.耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柱脚部重石補強 工場棟転換工場本体の柱脚基礎部を押さえるため、柱脚部に鉄筋コンクリートの増打ちにより重石補強をする</li> <li>・鉄骨ブレース新設 工場棟転換工場本体の鉄骨の柱と梁の接合部に鉄骨ブレースを新設する</li> <li>・鉄骨ブレース交換補強 工場棟転換工場本体の既存鉄骨ブレースを撤去し、新たな鉄骨ブレースに交換する</li> <li>・屋根面鉄骨補強 工場棟転換工場本体の屋根部の鉄骨トラス構造部に新たな鉄骨を追設する</li> <li>・柱梁仕口部補強 工場棟転換工場本体及び前室の柱と梁、又は柱とブレースの仕口部に鋼板などを追設補強する</li> <li>・柱脚部溶接補強 工場棟転換工場本体及び前室の柱脚部のアンカーボルトの座金とベースプレートを溶接する</li> <li>・エキスパンションジョイント改造 工場棟成型工場及び工場棟組立工場との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する</li> </ul> <p>1-2.耐電巻性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁サイディング補強 F1 電巻荷重に対し、工場棟転換工場外壁の損傷及び脱落を防止するために東面、南面及び北面の外壁にサイディングで補強する</li> <li>・鉄扉補強 F1 電巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために工場棟転換工場本体の既存鉄扉を鋼材により補強する</li> <li>・鉄扉及びシャッタ交換 F1 電巻荷重に対し、鉄扉及びシャッタの損傷防止のために工場棟転換工場本体及び前室の鉄扉及び前室のシャッタを新たな鉄扉及びシャッタに交換する</li> <li>・鋼板補強 工場棟転換工場原料倉庫の西側外壁の内側に鋼板を追設し補強する</li> <li>・外壁更新 F1 電巻荷重に対し、工場棟転換工場前室外壁の損傷防止のために既存の外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する</li> <li>・折板追設補強 F1 電巻荷重に対し、屋根の損傷防止のために工場棟転換工場本体及び前室の屋根の既存折板は残置し、新たな折板を追設する</li> <li>・折板張替え補強 F1 電巻荷重に対し、工場棟転換工場排気塔の屋根の損傷防止のために既存折板を撤去し、新たな折板に張替える</li> <li>・鉄扉新設 <u>工場棟転換工場原料倉庫の既存シャッタ及び鉄扉を撤去し、鉄扉(SD-2)を新設する</u></li> </ul> <p>1-3.延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐火壁追設 内部火災による延焼防止と航空機落下による火災防止を目的に工場棟転換工場と工場棟成型工場の境界に耐火壁及び鉄扉を追設する</li> <li>・鉄扉及びシャッタ交換 <u>内部火災による延焼防止を目的に工場棟転換工場の火災区画境界にある鉄扉を交換する</u></li> <li>・鋼板新設 内部火災による延焼防止を目的に転換加工室と2階通路の境界に鋼板を新設する</li> </ul>
------	--

156

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

追表イ建-1-2 工場棟転換工場 仕様表 (4次申請:表イ建-1) (3/20)

変更内容	<p>改造</p> <p>2. 建物の設計変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前室を非管理区域から第2種管理区域に変更する</li> </ul> <p>3. 非常用設備の変更</p> <p>3-1. 非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)</li> <li>緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設 本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)</li> </ul> <p>3-2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</li> </ul> <p>3-3. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</li> <li>消火設備(消火器)の復旧及び増設 仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る</li> </ul> <p>3-4. 非常用設備の復旧、撤去及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、撤去及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧、撤去及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</li> </ul> <p>3-5. 非常用設備の復旧及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(1)非常用照明の復旧及び改造 仮移設した非常用照明の復旧及び改造により、事故発生時における照明の確保を図る</li> </ul> <p>3-6. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る</li> <li>非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る</li> <li>非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</li> </ul>
員数	1式
一般仕様	<p>型式</p> <p>本体 : 鉄骨造、一部3階建 前室 : 鉄骨造 屋根 : (本体) 折板(二重構造)、(前室) 折板(二重構造) 基礎 : (本体) 杭基礎、(前室) 直接基礎</p> <p>主要な構造材</p> <p>表イ建-2に示す</p> <p>寸法(単位:m)</p> <p>(本体) <input type="text"/> (排気塔: <input type="text"/>) (前室) <input type="text"/> 延べ床面積: 約4,500㎡</p> <p>その他の構成機器</p> <p>—</p> <p>その他の性能</p> <p>—</p> <p>取扱う核燃料物質の状態</p> <p>—</p>

157

追表イ建-1-2 工場棟転換工場 仕様表 (4次申請:表イ建-1) (3/20)

変更内容	<p>改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>鉄扉補強</b> <b>内部火災による延焼防止を目的に工場棟転換工場の火災区域境界にある鉄扉の窓、ガラリを鋼板にて閉塞する</b></li> </ul> <p>1-4. 天井撤去</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>転換加工室及び原料倉庫の天井を撤去する</li> </ul> <p>2. 建物の設計変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前室を非管理区域から第2種管理区域に変更する</li> </ul> <p>3. 非常用設備の変更</p> <p>3-1. 非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)</li> <li>緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設 本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)</li> </ul> <p>3-2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</li> </ul> <p>3-3. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</li> <li>消火設備(消火器)の復旧及び増設 仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る</li> </ul> <p>3-4. 非常用設備の復旧、撤去、<b>増設</b>及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、撤去、<b>増設</b>及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧、撤去、<b>増設</b>及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</li> </ul> <p>3-5. 非常用設備の復旧及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(1)非常用照明の復旧及び改造 仮移設した非常用照明の復旧及び改造により、事故発生時における照明の確保を図る</li> </ul> <p>3-6. 非常用設備の復旧<b>及び改造</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(1)誘導灯の復旧<b>及び改造</b> 仮移設した誘導灯の復旧<b>及び改造</b>により、事故発生時における避難経路の指示を図る</li> <li>非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る</li> <li>非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</li> </ul>
員数	1式
一般仕様	<p>型式</p> <p>本体 : 鉄骨造、一部3階建 前室 : 鉄骨造 屋根 : (本体) 折板(二重構造)、(前室) 折板(二重構造) 基礎 : (本体) 杭基礎、(前室) 直接基礎</p> <p>主要な構造材</p> <p>表イ建-2に示す</p> <p>寸法(単位:m)</p> <p>(本体) <input type="text"/> (排気塔: <input type="text"/>) (前室) <input type="text"/> 延べ床面積: 約4,500㎡</p> <p>その他の構成機器</p> <p>—</p> <p>その他の性能</p> <p>—</p> <p>取扱う核燃料物質の状態</p> <p>—</p>

157

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは**黒線囲い**、変更箇所を赤文字下線もしくは**赤線囲い**で示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由												
<p style="text-align: center;">追表イ建-1-2 工場棟転換工場 仕様表 (4次申請: 表イ建-1) (4/20)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p>核燃料物質の臨界防止</p> </td> <td style="width: 70%; vertical-align: top;"> <p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。</li> <li>・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 原料貯蔵所領域 (次回以降申請)</li> <li>◦ シリンダ洗浄棟領域 (次回以降申請)</li> <li>◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 (次回以降申請)</li> <li>◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 (次回以降申請)</li> <li>◦ 加工棟領域 (次回以降申請)</li> </ul> </li> <li>・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> </li> <li>・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;"> <p>火災等による損傷の防止</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 感知器(煙): 1個 (3階)</li> <li>◦ 感知器(熱): 80個 (1階: 46個、2階: 34個)</li> <li>◦ 感知器(空気管式): 18基 (1階: 4基、3階: 14基)</li> <li>◦ 警報設備(ベル): 14個 (1階: 9個、2階: 2個、3階: 3個)</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ建-23~25参照</li> </ul> <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 発信機(P型): 13個 (1階: 8個、2階: 2個、3階: 3個)</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ建-23~25参照</li> </ul> <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 粉末消火器10型: 23本 (1階: 3本、2階: 12本、3階: 8本)</li> <li>◦ 粉末消火器20型: 1本 (1階)</li> <li>◦ 粉末消火器50型: 8本 (1階: 1本、2階: 1本、3階: 6本)</li> <li>◦ 二酸化炭素消火器7型: 43本 (1階)</li> <li>◦ 二酸化炭素消火器50型: 2本 (1階)</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-36~38参照</li> </ul> </td> </tr> </table>	技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p>	<p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。</li> <li>・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 原料貯蔵所領域 (次回以降申請)</li> <li>◦ シリンダ洗浄棟領域 (次回以降申請)</li> <li>◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 (次回以降申請)</li> <li>◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 (次回以降申請)</li> <li>◦ 加工棟領域 (次回以降申請)</li> </ul> </li> <li>・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> </li> <li>・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> </li> </ul>		<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 感知器(煙): 1個 (3階)</li> <li>◦ 感知器(熱): 80個 (1階: 46個、2階: 34個)</li> <li>◦ 感知器(空気管式): 18基 (1階: 4基、3階: 14基)</li> <li>◦ 警報設備(ベル): 14個 (1階: 9個、2階: 2個、3階: 3個)</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ建-23~25参照</li> </ul> <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 発信機(P型): 13個 (1階: 8個、2階: 2個、3階: 3個)</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ建-23~25参照</li> </ul> <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 粉末消火器10型: 23本 (1階: 3本、2階: 12本、3階: 8本)</li> <li>◦ 粉末消火器20型: 1本 (1階)</li> <li>◦ 粉末消火器50型: 8本 (1階: 1本、2階: 1本、3階: 6本)</li> <li>◦ 二酸化炭素消火器7型: 43本 (1階)</li> <li>◦ 二酸化炭素消火器50型: 2本 (1階)</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-36~38参照</li> </ul>	<p style="text-align: center;">追表イ建-1-2 工場棟転換工場 仕様表 (4次申請: 表イ建-1) (4/20)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p>核燃料物質の臨界防止</p> </td> <td style="width: 70%; vertical-align: top;"> <p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。</li> <li>・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 原料貯蔵所領域 (次回以降申請)</li> <li>◦ シリンダ洗浄棟領域 (次回以降申請)</li> <li>◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 (次回以降申請)</li> <li>◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 (次回以降申請)</li> <li>◦ 加工棟領域 (次回以降申請)</li> </ul> </li> <li>・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> </li> <li>・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;"> <p>火災等による損傷の防止</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 感知器(煙): 1個 (3階)</li> <li>◦ 感知器(熱): 80個 (1階: 52個、2階: 34個)</li> <li>◦ 感知器(空気管式): 18基 (1階: 4基、3階: 14基)</li> <li>◦ 警報設備(ベル): 14個 (1階: 9個、2階: 2個、3階: 3個)</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ建-23~25参照</li> </ul> <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 発信機(P型): 13個 (1階: 8個、2階: 2個、3階: 3個)</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ建-23~25参照</li> </ul> <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 粉末消火器10型: 23本 (1階: 3本、2階: 12本、3階: 8本)</li> <li>◦ 粉末消火器20型: 1本 (1階)</li> <li>◦ 粉末消火器50型: 8本 (1階: 1本、2階: 1本、3階: 6本)</li> <li>◦ 二酸化炭素消火器7型: 43本 (1階)</li> <li>◦ 二酸化炭素消火器50型: 2本 (1階)</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-36~38参照</li> </ul> </td> </tr> </table>	技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p>	<p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。</li> <li>・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 原料貯蔵所領域 (次回以降申請)</li> <li>◦ シリンダ洗浄棟領域 (次回以降申請)</li> <li>◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 (次回以降申請)</li> <li>◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 (次回以降申請)</li> <li>◦ 加工棟領域 (次回以降申請)</li> </ul> </li> <li>・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> </li> <li>・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> </li> </ul>		<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 感知器(煙): 1個 (3階)</li> <li>◦ 感知器(熱): 80個 (1階: 52個、2階: 34個)</li> <li>◦ 感知器(空気管式): 18基 (1階: 4基、3階: 14基)</li> <li>◦ 警報設備(ベル): 14個 (1階: 9個、2階: 2個、3階: 3個)</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ建-23~25参照</li> </ul> <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 発信機(P型): 13個 (1階: 8個、2階: 2個、3階: 3個)</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ建-23~25参照</li> </ul> <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 粉末消火器10型: 23本 (1階: 3本、2階: 12本、3階: 8本)</li> <li>◦ 粉末消火器20型: 1本 (1階)</li> <li>◦ 粉末消火器50型: 8本 (1階: 1本、2階: 1本、3階: 6本)</li> <li>◦ 二酸化炭素消火器7型: 43本 (1階)</li> <li>◦ 二酸化炭素消火器50型: 2本 (1階)</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-36~38参照</li> </ul>	<p>消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p>	<p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。</li> <li>・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 原料貯蔵所領域 (次回以降申請)</li> <li>◦ シリンダ洗浄棟領域 (次回以降申請)</li> <li>◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 (次回以降申請)</li> <li>◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 (次回以降申請)</li> <li>◦ 加工棟領域 (次回以降申請)</li> </ul> </li> <li>・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> </li> <li>・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> </li> </ul>												
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 感知器(煙): 1個 (3階)</li> <li>◦ 感知器(熱): 80個 (1階: 46個、2階: 34個)</li> <li>◦ 感知器(空気管式): 18基 (1階: 4基、3階: 14基)</li> <li>◦ 警報設備(ベル): 14個 (1階: 9個、2階: 2個、3階: 3個)</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ建-23~25参照</li> </ul> <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 発信機(P型): 13個 (1階: 8個、2階: 2個、3階: 3個)</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ建-23~25参照</li> </ul> <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 粉末消火器10型: 23本 (1階: 3本、2階: 12本、3階: 8本)</li> <li>◦ 粉末消火器20型: 1本 (1階)</li> <li>◦ 粉末消火器50型: 8本 (1階: 1本、2階: 1本、3階: 6本)</li> <li>◦ 二酸化炭素消火器7型: 43本 (1階)</li> <li>◦ 二酸化炭素消火器50型: 2本 (1階)</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-36~38参照</li> </ul>												
技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p>	<p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。</li> <li>・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 原料貯蔵所領域 (次回以降申請)</li> <li>◦ シリンダ洗浄棟領域 (次回以降申請)</li> <li>◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 (次回以降申請)</li> <li>◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 (次回以降申請)</li> <li>◦ 加工棟領域 (次回以降申請)</li> </ul> </li> <li>・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> </li> <li>・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> </li> </ul>												
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 感知器(煙): 1個 (3階)</li> <li>◦ 感知器(熱): 80個 (1階: 52個、2階: 34個)</li> <li>◦ 感知器(空気管式): 18基 (1階: 4基、3階: 14基)</li> <li>◦ 警報設備(ベル): 14個 (1階: 9個、2階: 2個、3階: 3個)</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ建-23~25参照</li> </ul> <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 発信機(P型): 13個 (1階: 8個、2階: 2個、3階: 3個)</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ建-23~25参照</li> </ul> <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 粉末消火器10型: 23本 (1階: 3本、2階: 12本、3階: 8本)</li> <li>◦ 粉末消火器20型: 1本 (1階)</li> <li>◦ 粉末消火器50型: 8本 (1階: 1本、2階: 1本、3階: 6本)</li> <li>◦ 二酸化炭素消火器7型: 43本 (1階)</li> <li>◦ 二酸化炭素消火器50型: 2本 (1階)</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-36~38参照</li> </ul>												

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由																								
<p style="text-align: center;">追表イ建-1-2 工場棟転換工場 仕様表 (4次申請:表イ建-1) (15/20)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">安全避難通路等</td> <td style="width: 70%; vertical-align: top;"> <p>[13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置 図り建-1~3 参照</li> </ul> <p>[13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(60台(1階:44台、2階:9台、3階:7台))及び誘導灯(39個(1階:23個、2階:9個、3階:7個)))を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置 図り建-1~3 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。</li> <li>・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。</li> </ul> <p>[13.3-建1](6次) 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>核燃料物質の貯蔵施設</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃棄施設</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射線管理施設</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">169</p>	技術基準に基づく設計(注)	安全避難通路等	<p>[13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置 図り建-1~3 参照</li> </ul> <p>[13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(60台(1階:44台、2階:9台、3階:7台))及び誘導灯(39個(1階:23個、2階:9個、3階:7個)))を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置 図り建-1~3 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。</li> <li>・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。</li> </ul> <p>[13.3-建1](6次) 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける。</p>		核燃料物質の貯蔵施設	-		廃棄施設	-		放射線管理施設	-	<p style="text-align: center;">追表イ建-1-2 工場棟転換工場 仕様表 (4次申請:表イ建-1) (15/20)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">安全避難通路等</td> <td style="width: 70%; vertical-align: top;"> <p>[13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置 図り建-1~3 参照</li> </ul> <p>[13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(60台(1階:44台、2階:9台、3階:7台))及び誘導灯(40個(1階:23個、2階:10個、3階:7個)))を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置 図り建-1~3 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。</li> <li>・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。</li> </ul> <p>[13.3-建1](6次) 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>核燃料物質の貯蔵施設</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃棄施設</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射線管理施設</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">169</p>	技術基準に基づく設計(注)	安全避難通路等	<p>[13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置 図り建-1~3 参照</li> </ul> <p>[13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(60台(1階:44台、2階:9台、3階:7台))及び誘導灯(40個(1階:23個、2階:10個、3階:7個)))を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置 図り建-1~3 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。</li> <li>・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。</li> </ul> <p>[13.3-建1](6次) 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける。</p>		核燃料物質の貯蔵施設	-		廃棄施設	-		放射線管理施設	-	<p>消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
技術基準に基づく設計(注)	安全避難通路等	<p>[13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置 図り建-1~3 参照</li> </ul> <p>[13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(60台(1階:44台、2階:9台、3階:7台))及び誘導灯(39個(1階:23個、2階:9個、3階:7個)))を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置 図り建-1~3 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。</li> <li>・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。</li> </ul> <p>[13.3-建1](6次) 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける。</p>																								
	核燃料物質の貯蔵施設	-																								
	廃棄施設	-																								
	放射線管理施設	-																								
技術基準に基づく設計(注)	安全避難通路等	<p>[13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置 図り建-1~3 参照</li> </ul> <p>[13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(60台(1階:44台、2階:9台、3階:7台))及び誘導灯(40個(1階:23個、2階:10個、3階:7個)))を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置 図り建-1~3 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。</li> <li>・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。</li> </ul> <p>[13.3-建1](6次) 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける。</p>																								
	核燃料物質の貯蔵施設	-																								
	廃棄施設	-																								
	放射線管理施設	-																								

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。





変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表イ建-3-2 建物の各部位の仕様表(工場棟転換工場)(5/7)

種別	構造位置	部位	材質	主寸法(mm) 厚、高	図番号 (シレ-一部は図番等は四次申請書の 図番号)	工事 内容	
2 除外部以外 工場棟転換工場本体	基礎加工部(土留)土留上層の鉄骨 (15.3通り)	基礎加工部(土留)土留上層の鉄骨 (15.3通り)	ALC			既設	
		基礎加工部(土留)土留上層の鉄骨 (15.3通り)	ALC			既設	
	基礎加工部(土留)土留上層の鉄骨 (15.3通り)	基礎加工部(土留)土留上層の鉄骨 (15.3通り)	RC			既設	
		基礎加工部(土留)土留上層の鉄骨 (15.3通り)	RC			既設	
	天井	天井	RC			既設	
		天井	RC			既設	
	3 除外部 工場棟転換工場本体	柱	柱	RC			既設
			柱	RC			既設
		天柱	天柱	RC			既設
			天柱	RC			既設
梁		梁	RC			既設	
		梁	RC			既設	

は認可済みのものを示す(認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す)

変更後

変更理由

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表イ建-3-2 建物の各部位の仕様表(工場棟転換工場)(5/7)

種別	構造位置	部位	材質	主寸法(mm) 厚、高	図番号 (シレ-一部は図番等は四次申請書の 図番号)	工事 内容	
2 除外部以外 工場棟転換工場本体	基礎加工部(土留)土留上層の鉄骨 (15.3通り)	基礎加工部(土留)土留上層の鉄骨 (15.3通り)	ALC			既設	
		基礎加工部(土留)土留上層の鉄骨 (15.3通り)	ALC			既設	
	基礎加工部(土留)土留上層の鉄骨 (15.3通り)	基礎加工部(土留)土留上層の鉄骨 (15.3通り)	RC			既設	
		基礎加工部(土留)土留上層の鉄骨 (15.3通り)	RC			既設	
	天井	天井	RC			既設	
		天井	RC			既設	
	3 除外部 工場棟転換工場本体	柱	柱	RC			既設
			柱	RC			既設
		天柱	天柱	RC			既設
			天柱	RC			既設
梁		梁	RC			既設	
		梁	RC			既設	

は認可済みのものを示す(認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す)



変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

表イ設-28 堰(ADUスクラバ)仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 (79)堰(ADUスクラバ)第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(80)堰漏水検知警報設備付き)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には(80)堰漏水検知警報設備を設置する。
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3電巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3電巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図イ配-1、図イ系-5、図イ設-28、図イ制-52、図イ制配-1	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。  
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
[ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-28 堰(ADUスクラバ)仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[8.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [8.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [8.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 (79)堰(ADUスクラバ)第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(80)堰漏水検知警報設備付き)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には(80)堰漏水検知警報設備を設置する。
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3電巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3電巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図イ配-1、図イ系-5、図イ設-28、図イ制-52、図イ制配-1	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。  
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
[ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

表イ設-35 リサイクル粉受けホッパ 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{90} 焼戻元設備 リサイクル粉受けホッパ {91} 焼戻元設備 スクリューフィーダ
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	焼戻元設備 リサイクル粉受けホッパ (1) リサイクル粉受けホッパ(1) (2) リサイクル粉受けホッパ(2)	
変更内容	(1) 改造 <ul style="list-style-type: none"> <li>設備保全のため、リサイクル粉受けホッパを撤去し、新設する。</li> <li>火災対策のため、スクリューフィーダ減速機にオイルパンを設置する。</li> <li>臨界管理強化のため、スクリューフィーダに核的制限値を設定する。</li> <li>火災対策のため、ロータリバルブにオイルパンを設置する。</li> </ul> (2) 改造 <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震補強のため、部材の追加及び据付部を改造する。</li> <li>火災対策のため、スクリューフィーダ減速機にオイルパンを設置する。</li> <li>火災対策のため、ピンブレーカ減速機にオイルパンを設置する。</li> <li>臨界管理強化のため、スクリューフィーダに核的制限値を設定する。</li> <li>耐震補強のためスクリューフィーダに部材の追加及び据付部を改造する。</li> </ul>	
員数	2基 (1) 1基 (2) 1基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-35
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	リサイクル粉末配管系統、窒素配管系統(逆止弁含む)
	その他の性能	-
技術基準に基づいた設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	ADU粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末、UO <sub>2</sub> 粉末
	核燃料物質の臨界防止	{90} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直 径 25.1cm 以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する) 第2核燃料倉庫領域のユニットより必要距離距離以上離れた位置に配置する。 {91} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直 径 25.1cm 以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-28) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する) 第2核燃料倉庫領域のユニットより必要距離距離以上離れた位置に配置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-35 リサイクル粉受けホッパ 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{80} 焼戻元設備 リサイクル粉受けホッパ {91} 焼戻元設備 スクリューフィーダ
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	焼戻元設備 リサイクル粉受けホッパ (1) リサイクル粉受けホッパ(1) (2) リサイクル粉受けホッパ(2)	
変更内容	(1) 改造 <ul style="list-style-type: none"> <li>設備保全のため、リサイクル粉受けホッパを撤去し、新設する。</li> <li>火災対策のため、スクリューフィーダ減速機にオイルパンを設置する。</li> <li>臨界管理強化のため、スクリューフィーダに核的制限値を設定する。</li> <li>火災対策のため、ロータリバルブにオイルパンを設置する。</li> <li><b>設備保全のため、スクリューフィーダケーシングを撤去し、新設する。</b></li> </ul> (2) 改造 <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震補強のため、部材の追加及び据付部を改造する。</li> <li>火災対策のため、スクリューフィーダ減速機にオイルパンを設置する。</li> <li>火災対策のため、ピンブレーカ減速機にオイルパンを設置する。</li> <li>臨界管理強化のため、スクリューフィーダに核的制限値を設定する。</li> <li>耐震補強のためスクリューフィーダに部材の追加及び据付部を改造する。</li> <li><b>設備保全のため、スクリューフィーダケーシングを撤去し、新設する。</b></li> </ul>	
員数	2基 (1) 1基 (2) 1基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-35
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	リサイクル粉末配管系統、窒素配管系統(逆止弁含む)
	その他の性能	-
技術基準に基づいた設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	ADU粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末、UO <sub>2</sub> 粉末
	核燃料物質の臨界防止	{90} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直 径 25.1cm 以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する) 第2核燃料倉庫領域のユニットより必要距離距離以上離れた位置に配置する。 {81} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直 径 25.1cm 以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-28) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する) 第2核燃料倉庫領域のユニットより必要距離距離以上離れた位置に配置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

表イ設-36 ポリユーマ 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) {92} 熔焼還元設備 ポリユーマ {93} 熔焼還元設備 スクリューフィーダ
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	熔焼還元設備 ポリユーマ (1) ポリユーマ(1) (2) ポリユーマ(2)	
変更内容	(1) 改造 ・ 設備保全のため、ポリユーマを撤去し、新設する。 ・ 臨界管理強化のため、スクリューフィーダに核的制限値を設定する。 (2) 改造 ・ 設備保全のため、ポリユーマを撤去し、新設する。 ・ 臨界管理強化のため、スクリューフィーダに核的制限値を設定する。 ・ 火災対策のため、スクリューフィーダにオイルパンを設置する。 ・ 火災対策のため、ピンスクレーパーにオイルパンを設置する。	
員数	2基 (1) 1基 (2) 1基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-36
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	粉末配管系統、窒素配管系統
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	ADU粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末、UO <sub>2</sub> 粉末
	核燃料物質の臨界防止	{92} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm 以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する) {93} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm 以下 [4.1-設4] 減速度制限値逸脱を防止するため、{100}ロータリーキルン温度低インターロックを設置する。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-29) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-36 ポリユーマ 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) {92} 熔焼還元設備 ポリユーマ {93} 熔焼還元設備 スクリューフィーダ
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	熔焼還元設備 ポリユーマ (1) ポリユーマ(1) (2) ポリユーマ(2)	
変更内容	(1) 改造 ・ 設備保全のため、ポリユーマを撤去し、新設する。 ・ 臨界管理強化のため、スクリューフィーダに核的制限値を設定する。 ・ <b>火災対策のため、スクリューフィーダにオイルパンを設置する。</b> (2) 改造 ・ 設備保全のため、ポリユーマを撤去し、新設する。 ・ 臨界管理強化のため、スクリューフィーダに核的制限値を設定する。 ・ 火災対策のため、スクリューフィーダにオイルパンを設置する。 ・ 火災対策のため、ピンスクレーパーにオイルパンを設置する。	
員数	2基 (1) 1基 (2) 1基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-36
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	粉末配管系統、窒素配管系統
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	ADU粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末、UO <sub>2</sub> 粉末
	核燃料物質の臨界防止	{92} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm 以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する) {93} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm 以下 [4.1-設4] 減速度制限値逸脱を防止するため、{100}ロータリーキルン温度低インターロックを設置する。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-29) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

表イ設-39 ガスヒータ 仕様表 (2/2)

地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [97]ガスヒータ(1)(2) 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> (1基分)
津波による損傷の防止	-
外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。 [8.2-設2] インターロック回路のうち、アナログ信号ケーブルについてはシールド付ケーブルを使用し、警報設定器の電源には避雷器を設置する。
人の不法な侵入等の防止	-
閉じ込めの機能	-
火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設3] 火災によるケーブル損傷で機能を喪失した場合は安全側に動作する。 [11.4-設1] 静電気が滞留しないように接地する。 [11.6-設2] ガスヒータの過加熱防止のため、[98] ロータリーキルンガスヒータ温度高インターロックを設置する。
溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
安全避難通路等	-
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
材料及び構造	-
搬送設備	-
核燃料物質の貯蔵施設	-
警報設備等	[18.2-設2] ガスヒータの過加熱防止のため、[98] ロータリーキルンガスヒータ温度高インターロックを設置する。
放射線管理施設	-
廃棄施設	-
核燃料物質等による汚染の防止	-
遮蔽	-
換気設備	-
非常用電源設備	-
通信連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3電巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3電巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図イ配-1、図イ系-6、図イ設-39、図イ制-21、図イ制配-3

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。  
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
[ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-39 ガスヒータ 仕様表 (2/2)

地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [97]ガスヒータ(1)(2) 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> (1基分)
津波による損傷の防止	-
外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。 [8.2-設2] インターロック回路のうち、アナログ信号ケーブルについてはシールド付ケーブルを使用し、警報設定器の電源には避雷器を設置する。
人の不法な侵入等の防止	-
閉じ込めの機能	-
火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設3] 火災によるケーブル損傷で機能を喪失した場合は安全側に動作する。 [11.4-設1] 静電気が滞留しないように接地する。 [11.6-設2] ガスヒータの過加熱防止のため、[98] ロータリーキルンガスヒータ温度高インターロックを設置する。
溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
安全避難通路等	-
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
材料及び構造	-
搬送設備	-
核燃料物質の貯蔵施設	-
警報設備等	[18.2-設2] ガスヒータの過加熱防止のため、[98] ロータリーキルンガスヒータ温度高インターロックを設置する。
放射線管理施設	-
廃棄施設	-
核燃料物質等による汚染の防止	-
遮蔽	-
換気設備	-
非常用電源設備	-
通信連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3電巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3電巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図イ配-1、図イ系-6、図イ設-39、図イ制-21、図イ制配-3

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。  
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
[ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表イ設-49 粉末充填ボックス 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{130} 濃縮度混合設備 粉末充填ボックス
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	濃縮度混合設備 粉末充填ボックス	
変更内容	改造 ・耐震補強のため部材の追加及び据付部を改造する。 ・被水に対する臨界管理強化のため、被水防護カバーを設置する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	明け替え式
	主要な構造材	別表イ設-49
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	濃調設備共通架台
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末
	核燃料物質の臨界防止	{130} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU 以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%) 以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-40) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

302

変更後

表イ設-49 粉末充填ボックス 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{130} 濃縮度混合設備 粉末充填ボックス
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	濃縮度混合設備 粉末充填ボックス	
変更内容	改造 ・耐震補強のため部材の追加及び据付部を改造する。 ・被水に対する臨界管理強化のため、被水防護カバーを設置する。 ・ <b>臨界防止のため消火水侵入防止機構を追加する。</b>	
員数	1基	
一般仕様	型式	明け替え式
	主要な構造材	別表イ設-49
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	濃調設備共通架台
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末
	核燃料物質の臨界防止	{130} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU 以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%) 以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-40) [4.2-設8] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

302

変更理由

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

表イ設-55 バックアップフィルタ(粉末輸送装置①) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (137)バックアップフィルタ(粉末輸送装置①)※1 第1類 支持脚部材: [ ] 支持脚アンカーボルト: [ ] ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部は開口部のない構造とする。 [10.1-設23] ウラン捕集用フィルタ(高性能エアフィルタ)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図イ配-1、図イ系-8、図イ設-55

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第28条~第39条は該当しない。  
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
[ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

315

表イ設-55 バックアップフィルタ(粉末輸送装置①) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[8.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [8.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (137)バックアップフィルタ(粉末輸送装置①)※1 第1類 支持脚部材: [ ] 支持脚アンカーボルト: [ ] ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部は開口部のない構造とする。 [10.1-設23] ウラン捕集用フィルタ(高性能エアフィルタ)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(180mm)より高くする。 [12.1-設5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[80-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [80-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図イ配-1、図イ系-8、図イ設-55

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第28条~第39条は該当しない。  
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
[ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
[80-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

315

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

表イ設-80 箱形乾燥機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [180]箱形乾燥機 第2類 箱形乾燥機部材: [ ]、[ ] 箱形乾燥機取付ボルト: [ ]、[ ] (1基分) 計2基 箱形乾燥機架台部材: [ ]、[ ] 箱形乾燥機架台アンカーボルト: [ ]、[ ] (1基分) 計2基
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部は開口部のない構造とする。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(落下防止ピン)。 [10.1-設31] 排気は局所排気系統に接続し、内部は設置雰囲気に対して9.8Pa以上の負圧を維持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3電巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3電巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図イ配-1、図イ設-80	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。  
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
[ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

365

表イ設-80 箱形乾燥機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [180]箱形乾燥機 第2類 箱形乾燥機部材: [ ]、[ ] 箱形乾燥機取付ボルト: [ ]、[ ] (1基分) 計2基 箱形乾燥機架台部材: [ ]、[ ] 箱形乾燥機架台アンカーボルト: [ ]、[ ] (1基分) 計2基
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部は開口部のない構造とする。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(落下防止ピン)。 [10.1-設31] 排気は局所排気系統に接続し、内部は設置雰囲気に対して9.8Pa以上の負圧を維持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3電巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3電巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図イ配-1、図イ設-80	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。  
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
[ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

365

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表イ設-102 ろ過器(中間槽)仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	(215) ウラン回収設備(第2系列) ろ過器
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室	
機器名	ウラン回収設備(第2系列) ろ過器(中間槽) (1) ろ過器(中間槽)(1) (2) ろ過器(中間槽)(2)	
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし	
員数	2基 (1) 1基 (2) 1基	
一般仕様	型式	カートリッジフィルタ式
	主要な構造材	別表イ設-102
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 溶液、(UO <sub>2</sub> 粉末)
	核燃料物質の臨界防止	(215) [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm以下 [4.1-設5] ウラン溶液の温度上昇(100℃以下)に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-84) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

410

変更後

表イ設-102 ろ過器(中間槽)仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	(215) ウラン回収設備(第2系列) ろ過器
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室	
機器名	ウラン回収設備(第2系列) ろ過器(中間槽) (1) ろ過器(中間槽)(1) (2) ろ過器(中間槽)(2)	
変更内容	(1) 改造 ・他設備との干渉回避のため、設置位置を変更(移設)する。 (2) 改造 ・他設備との干渉回避のため、設置位置を変更(移設)する。	
員数	2基 (1) 1基 (2) 1基	
一般仕様	型式	カートリッジフィルタ式
	主要な構造材	別表イ設-102
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 溶液、(UO <sub>2</sub> 粉末)
	核燃料物質の臨界防止	(215) [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm以下 [4.1-設5] ウラン溶液の温度上昇(100℃以下)に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-84) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

410

変更理由

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第 2102254 号にて認可)

変更後

変更理由

表イ設-105 洗浄液受槽 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) [221] ウラン回収設備(第2系列) 洗浄液受槽 [222] ウラン回収設備(第2系列) 洗浄液受槽液位高インターロック
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室	
機器名	ウラン回収設備(第2系列) 洗浄液受槽 (1) 洗浄液受槽(1) (2) 洗浄液受槽(2)	
変更内容	(1) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。(※1) ・ 火災対策のため、ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 ・ 臨界管理強化のため、ポンプに核的制限値を設定する。 (2) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。(※1) ※1: [222] 洗浄液受槽液位高インターロックを新設する。	
員数	2基 (1) 1基 (2) 1基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-105
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	洗浄液配管系統(ポンプ含む)、液位計、工水配管系統(逆止弁含む)、硝酸遮断弁
	その他の性能	有効容積 洗浄液受槽(1): 約 <input type="text"/> L 洗浄液受槽(2): 約 <input type="text"/> L
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 溶液
	核燃料物質の臨界防止	[221] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (洗浄液受槽) 濃縮度 5%以下 直径 34.0cm以下 (洗浄液受槽ポンプ) 濃縮度 5%以下 容積 62.0L以下 [4.1-設5] ウラン溶液の温度上昇(100℃以下)に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-87、図臨転-109) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。[222] 液位高インターロック(液位計)は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

表イ設-105 洗浄液受槽 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) [221] ウラン回収設備(第2系列) 洗浄液受槽 [222] ウラン回収設備(第2系列) 洗浄液受槽液位高インターロック
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室	
機器名	ウラン回収設備(第2系列) 洗浄液受槽 (1) 洗浄液受槽(1) (2) 洗浄液受槽(2)	
変更内容	(1) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。(※1) ・ 火災対策のため、ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 ・ 臨界管理強化のため、ポンプに核的制限値を設定する。 ・ <u>他設備との干渉回避のため、設置位置を変更(移設)する。</u> (2) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。(※1) ※1: [222] 洗浄液受槽液位高インターロックを新設する。	
員数	2基 (1) 1基 (2) 1基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-105
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	洗浄液配管系統(ポンプ含む)、液位計、工水配管系統(逆止弁含む)、硝酸遮断弁
	その他の性能	有効容積 洗浄液受槽(1): 約 <input type="text"/> L 洗浄液受槽(2): 約 <input type="text"/> L
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 溶液
	核燃料物質の臨界防止	[221] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (洗浄液受槽) 濃縮度 5%以下 直径 34.0cm以下 (洗浄液受槽ポンプ) 濃縮度 5%以下 容積 62.0L以下 [4.1-設5] ウラン溶液の温度上昇(100℃以下)に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-87、図臨転-109) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。[222] 液位高インターロック(液位計)は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

表イ設-105 洗浄液受槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 (221) 洗浄液受槽(1) 第1類 洗浄液受槽(1)部材: [ ] 洗浄液受槽(1)取付ボルト: [ ] [ ] 洗浄液受槽(1)架台部材: [ ] 洗浄液受槽(1)架台アンカーボルト: [ ] [ ] (221) 洗浄液受槽(2) 第1類 洗浄液受槽(2)部材: [ ] 洗浄液受槽(2)取付ボルト: [ ] [ ]
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建8(4次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置する。(三原燃第19-0801号の図イ建-1参照) [8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設7] 液体状のウランの逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体状のウランの液面に接触しない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、(222) 洗浄液受槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(〔210〕堰漏水検知警報設備付き)を設置する。 [10.1-設38] 液体状のウランの逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を發揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には〔210〕堰漏水検知警報設備を設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、(222) 洗浄液受槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図イ配-1、図イ系-10、図イ系-補1、図イ設-105、図イ制-42、図イ制配-4

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。  
凡例 [ ] 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
[ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-105 洗浄液受槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 (221) 洗浄液受槽(1) 第1類 洗浄液受槽(1)部材: [ ] 洗浄液受槽(1)取付ボルト: [ ] [ ] 洗浄液受槽(1)架台部材: [ ] 洗浄液受槽(1)架台アンカーボルト: [ ] [ ] (221) 洗浄液受槽(2) 第1類 洗浄液受槽(2)部材: [ ] 洗浄液受槽(2)取付ボルト: [ ] [ ]
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建8(4次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置する。(三原燃第19-0801号の図イ建-1参照) [8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設7] 液体状のウランの逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体状のウランの液面に接触しない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、(222) 洗浄液受槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(〔210〕堰漏水検知警報設備付き)を設置する。 [10.1-設38] 液体状のウランの逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を發揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には〔210〕堰漏水検知警報設備を設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、(222) 洗浄液受槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図イ配-1、図イ系-10、図イ系-補1、図イ設-105、図イ制-42、図イ制配-4

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。  
凡例 [ ] 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
[ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表イ設-110 清澄液受槽 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{231} ウラン回収設備(第2系列) 清澄液受槽 {232} ウラン回収設備(第2系列) 液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 チェックタンク室	
機器名	ウラン回収設備(第2系列) 清澄液受槽	
変更内容	改造 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を新設する。(※1) ※1: {232} 液位高警報設備を新設する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	角型
	主要な構造材	別表イ設-110
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	清澄液配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	-
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。{232} 液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。	

426

変更後

表イ設-110 清澄液受槽 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{231} ウラン回収設備(第2系列) 清澄液受槽 {232} ウラン回収設備(第2系列) 液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 チェックタンク室	
機器名	ウラン回収設備(第2系列) 清澄液受槽	
変更内容	改造 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を新設する。(※1) ・ <u>他設備との干渉回避のため、設置位置を変更(移設)する。</u> ※1: {232} 液位高警報設備を新設する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	角型
	主要な構造材	別表イ設-110
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	清澄液配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	-
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。{232} 液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。	

426

変更理由

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表イ設-121 回転混合機 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	[245] ウラン回収設備(第3系列) 回転混合機 [246] ウラン回収設備(第3系列) フードボックス(粉末投入用)(回転混合機) [247] ウラン回収設備(第3系列) フードボックス(回転混合機)
設置場所	付属建物 除染室・分析室 作業室(2)	
機器名	ウラン回収設備(第3系列) 回転混合機	
変更内容	改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・被水に対する臨界管理強化のため、被水防護カバーを設置する。 ・火災対策のため、減速機にオイルパン及び遮熱板を設置する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	回転揺動式
	主要な構造材	別表イ設-121
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	減速機
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末
	核燃料物質の臨界防止	[245]・[246] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-99) [4.2-設6]工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

448

変更後

表イ設-121 回転混合機 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	[245] ウラン回収設備(第3系列) 回転混合機 [246] ウラン回収設備(第3系列) フードボックス(粉末投入用)(回転混合機) [247] ウラン回収設備(第3系列) フードボックス(回転混合機)
設置場所	付属建物 除染室・分析室 作業室(2)	
機器名	ウラン回収設備(第3系列) 回転混合機	
変更内容	改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・被水に対する臨界管理強化のため、被水防護カバーを設置する。 ・火災対策のため、減速機にオイルパン及び遮熱板を設置する。 ・ <b>臨界防止のため消火水侵入防止機構を追加する。</b>	
員数	1基	
一般仕様	型式	回転揺動式
	主要な構造材	別表イ設-121
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	減速機
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末
	核燃料物質の臨界防止	[245]・[246] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-99) [4.2-設6]工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

448

変更理由

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。